

令和3年度泗水西小学校 コミュニティ・スクールについて

※学校運営協議会制度を導入している学校のことをコミュニティ・スクールという。

1 コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みである。

また、以下のような課題の解消を目指している。

- | | |
|----------------------------|----------------|
| ○地域社会のつながりや支え合いの希薄化 | ○（生産年齢）人口減少の進行 |
| ○子どもたちの規範意識や社会性等の課題 | ○児童虐待の増加 |
| ○貧困問題の深刻化 | ○グローバル化の進展 |
| ○複雑化・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担 | |

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出していくことが重要となってくる。

つまり、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育むように転換していくことを目指して取組を推進していくことが必要となってくる。

2 コミュニティ・スクールの現状

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律47条の5」に「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。」とある。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）については、上記の法律が一部改正（平成29年4月1日施行）され、学校運営協議会の役割の見直しやその設置の努力義務化等についての規定が整備された。

つまり、文部科学省は、全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、積極的な支援を行っていくこととしている。

3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の権限

協議会の権限や役割は以下のとおりである。しかし、学校運営の責任者は校長であり学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではない。

	コミュニティ・スクール
規則や要項等	市町村教育委員会が規則で定める
協議会等	学校運営協議会 (市町村教育委員会が設置)
委員	市町村教育委員会が任命 (保護者及び地域住民等)
権限や役割等	① 校長の運営方針の承認 ② 学校運営に関する意見 ③ 教職員の任用に関する意見

このことを図式化すると、以下の通りである。



4 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）のメリット

導入することによるメリットとして、主に以下の3つが考えられる。

①組織的・継続的な体制の構築 = 持続可能性

校長や特定の教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制が継続できる。

②当事者意識・役割分担 = 社会総掛かり

学校運営協議会や熟議等を通して、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという「**目標・ビジョンを共有**」できる。

③目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「**基本方針の承認**」を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者が当事者意識を持ち、「**役割分担をもって連携・協働による取組**」ができる。

具体的に、それぞれの立場で考えられるメリットは以下の通りである。

(1) 子どもにとって

- ・ 学びや体験活動が充実する。
- ・ 自己肯定感や他人を思いやる心が育つ。
- ・ 地域の担い手としての自覚が高まる。
- ・ 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができる。

(2) 教職員にとって

- ・ 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現する。
- ・ 地域人材を活用した教育活動が充実する。
- ・ 地域の協力により子どもと向き合う時間が確保できる。

(3) 保護者にとって

- ・ 学校や地域に対する理解が深まる。
- ・ 地域の中で子どもたちが育てられているという安心感ができる。
- ・ 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できる。

(4) 地域社会にとって

- ・ 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながる。
- ・ 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなる。
- ・ 学校を中心とした地域ネットワークが形成される。
- ・ 地域の防犯・防災体制等の構築ができる。

- 5 本校の活動の組織図について
本校の組織については以下の通りである。



6 具体的活動内容

本校では、学校目標実現のために「泗水西小コミュニティ・スクール懇談会」があり各支援部が以下のような活動を進めている。

(1) かしこさ支援部

	具体的活動内容	ボランティア
学習支援班	①朝自習読み聞かせの実施 ア 対象・・・全学年 イ 期間・・・毎週木曜日の朝自習（15分間） ウ 場所・・・各教室	読み聞かせ 「たんぼぼ」 7名
	②学習サポート（田島タイム）の実施 ア 対象・・・低学年 イ 期間・・・毎月第4金曜日の5時間目 ウ 場所・・・低学年教室	学習支援 6名
	③各種授業支援の実施 ア 対象・・・全学年 イ 期間・・・1年間必要に応じて ウ 内容・・・習字、調理、裁縫、校外学習引率支援など	
農業体験・食育班	①米づくり関係 ア 田植え・稲刈り体験（全学年） イ もちつき体験（全学年） ウ 食育授業（全学年）	農業体験班 J A 青壮年部
	②梅づくり関係 ア 大梅・小梅ちぎり（全学年） イ 紫蘇もみ（3年生） ウ 梅ジュースづくり（1・2年生）	春田勝子さん 他6名

伝統技能伝承班	①しめ縄づくり体験	各区長
	ア 対象・・・5・6年生	
	イ 場所・・・多目的ホール	
	ウ 内容・・・材料準備から当日指導まで	
	②門松づくり材料準備	
ア 場所・・・職員玄関		
イ 期間・・・教科の内容に応じて（年間計画作成予定）		
ウ 場所・・・学習内容に応じて変更		

(2) やさしさ・ゆたかさ支援部

	具体的活動内容	ボランティア
地域交流学習班	①田島保育園交流	保育園の先生方
	ア 対象・・・6年生	
	イ 内容・・・保育体験及び秋祭り協力（発表・出店）	
	②サニーサイド交流	施設の職員の方々
	ア 対象・・・5年生	
	イ 内容・・・施設見学・体験及び秋祭り協力（発表）	
③たしま友遊苑交流	施設の職員の方々	
ア 対象・・・4年生		
イ 内容・・・施設見学・体験及び交流)		
環境保全活動班	①資源回収	PTA研修 児童育成委員
	ア 対象・・・全児童・PTA	
	イ 期間・・・6月、9月、2月の年間3回	
	ウ 内容・・・PTAと連携し全地区を回る。	
	②地球もりもり銀行	
	ア 対象・・・全児童・PTA・校区	
イ 内容・・・年間を通じ、ペットボトルキャップ回収。		

(3) たくましさ支援部

	具体的活動内容	ボランティア
体力向上班	①体育的行事の調整	体育保健安全委員会
	○運動会、プール開放などの準備調整	
	②各種大会への参加	PTA執行部
○ロータリー駅伝試走、カルタ大会引率		
③給食関係の調整		
安全活動班	①登下校の見守り及び登下校時の交通指導	交通安全協会
	②交通安全教室の実施	
ア 対象・・・全児童		
イ 内容・・・年度当初に、横断指導・自転車指導		
スポーツ交流班	①老人会との交流会	区長会 老人会
	ア 対象・・・全児童	
	イ 時期・・・11月に実施（担当者と打ち合わせ）	
	ウ 内容・・・老人会の方々の指導の下、グランドゴルフを行う。	